

事業改善命令に対する改善措置について

株式会社AIRDO(本社:札幌市)は、2014年12月19日に国土交通省航空局より事業改善命令【「運航乗務員の訓練体制の不備」、「安全管理体制の不備」】を受け、原因究明のうえ「運航乗務員の訓練体制の改善」ならびに「安全管理体制の抜本的な見直し」を講じた改善措置書を本日提出しましたことをご報告いたします。

事業改善命令を受け、ご利用いただいております多くのお客様をはじめ、関係する皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことについて、深くお詫び申し上げます。

今般の件を教訓として、一から安全管理体制を再構築し、信頼回復に向けて全役員・社員が強い意志を持ち、さらなる安全運航の確保に取り組んで参る所存です。本日提出の改善措置につきましては下記の通りです。

記

(1) 運航乗務員の訓練体制に関する改善

① 訓練教官の任用プロセスの厳格化

今後、訓練教官の任用は、具体的な評価基準に基づき人物評価を行うこととし、評価は運航乗務員資格審議会全メンバーで決定する。

また、既に訓練教官発令を行っている者に対しても、改めて同様の手順で再評価を実施する。

② 訓練教官に対する技量管理の強化

ア) 訓練教官についての定期的な能力の確認

訓練教官について、これまで実施している定期訓練・定期査定(1回/年)とは別に、必ず年に2回、教官の技量管理を行う者が訓練実施の場に立ち会い、教官として適格であることを確認する。

また、年に2回実施する適格性の確認は、それぞれ異なる者が評価する。

イ) 飛行データ活用による訓練内容の確認

路線訓練を再開後1年間は、全ての路線訓練便で飛行データを用いた分析を行い、実際の訓練内容および評価が適切であることを確認する。

ウ) 訓練教官に対する教育の強化

教官会議において、訓練の実施状況の共有、評価に対する事例研究を行うことで、教官の指導力向上に繋げる。また、研修機会を設け、教官会議で議論された具体的な事例に基づく課題等を活用し、より効果的な訓練指導方法を学ぶ場とする。

※ 研修は、必要に応じて外部講師を招き、訓練や教育に関わる国際動向の紹介などを通じ、指導技法の向上に繋げる。

(2) 安全管理体制の抜本的な見直し

① 運航品質を確保するための組織の新設

現在、運航乗務員のスケジュール調整や人員計画等を行っている部署から運航品質を確保するための組織を独立、新設し、運航の安全に係る検証・情報の分析をするとともに、その後の対策等を確実かつ的確に行う体制を構築する。

② 安全管理に係る人員の見直し

安全統括管理者と技術本部長の兼務を解消し、それぞれの職責に対して1名の配置を行う。
また、安全管理並びに運航部門の組織において、それぞれの業務を統括する者が職責を全うし、適切に業務を遂行出来るよう、人員体制の見直しを行う。

③ 経営層・部長職を中心とした安全意識の再徹底

経営層を含めた部長職以上に、外部講師等を活用した安全・コンプライアンス研修を定期的を実施する。
全社員に対しては、安全意識の再徹底を行う。また、更なる安全意識の向上を図るため、全社的安全教育の見直しを行う。

(3) 取締役の処分について

① 役員報酬カット(5名)

役員報酬の40%カット(3ヵ月間)	代表取締役社長
役員報酬の30%カット(3ヵ月間)	代表取締役副社長、専務取締役、常務取締役
役員報酬の20%カット(3ヵ月間)	取締役

② 降格(1名)

取締役への降格	常務取締役
---------	-------

以上